

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	ガス供給業に対する課税標準の算定にあたって「自由化対象需要家向けの託送料金」を控除する特例の恒久的措置		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する。</p> <p>・特例措置の内容 上記の収入金額の算定にあたっては、自由化対象需要にガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。</p>		
関係条文	<p>〔 地方税法 附則第9条第13項、 地方税法施行令附則第6条の2第5項、 地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条 〕</p>		
要望理由	<p>平成19年度のガス事業制度改正により、自由化対象需要家は年間ガス使用量10万m³以上に拡大され、新たに中規模の工業用、商業用需要が自由化対象となった。新規参入者が、自由化対象の需要家向けにガスを供給する場合は、供給義務等のガス事業法上の規制が課せられている。また、新規参入者は、自由化対象需要家から託送料金も含め一括して料金を回収した上で、託送料金を一般ガス事業者等に支払うこととなっている。このため、収入金課税が適用されているガス供給業において、一つの課税客体に重複した課税となっている状況を回避した上で競争参加者間で競争上の不利が生じないように、課税標準の算定にあたって自由化対象需要家向け託送料金相当額を控除することが必要である。</p>		
減収見込額	(初年度)	(平年度) 41	(単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	・国税 なし	・融資、補助金その他 なし
	22年度の望	・国税 なし	・融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成20年度税制改正にて創設		
本要望に対応する縮減案	なし		